

様式第3号（第7条関係）

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 令和7年度第1回水戸市都市景観審議会
- 2 開催日時 令和7年5月27日（火） 午後2時から午後4時まで
- 3 開催場所 水戸市役所 4階 政策会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委 員 山本 早里、村上 暁信、一ノ瀬 彩、小塚 のり子、大津 亮一、川島 宏一、松橋 裕子、阿久津 和次、三上 靖彦、谷田部 亘、二田 伸康、藤田 雅一
 - (2) 執行機関 太田 達彦、須藤 文彦、権瓶 厚、磯前 由紀、小島 悦子、秋葉 由佳
- 5 議題及び公開・非公開の別
水戸市景観計画の改定について【公開】
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数（公開した場合に限る。） 1人
- 8 会議資料名称
令和7年度第1回水戸市都市景観審議会次第・水戸市都市景観審議会委員名簿
水戸市景観計画（原案）
参考資料1 改定水戸市景観計画（原案）について
参考資料2 大規模建築物等の景観形成基準（案）～改定景観計画における主な見直し点～
参考資料3 これまでの都市景観審議会における意見と対応
パワーポイント資料 令和7年度第1回水戸市都市景観審議会

9 発言の内容

司会

お待たせいたしました。

定刻となりましたので、ただいまから、令和7年度第1回水戸市都市景観審議会を開催いたします。

はじめに、都市計画部長の太田より御挨拶申し上げます。

太田都市計画部長

本日は御多用のなか、水戸市景観計画の改定に関する審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。心よりお礼申し上げます。

前回1月の審議会では、「第1部理念編」の原案について御審議いただきました。委員の皆様から寄せられた一つひとつの御提案は、私たちにとって、これからの景観づくりを見つめ直す大きな手がかりとなりました。それらを丁寧を受け止め、水戸というまちの未来を思い描きながら、計画全体の構成を進めてまいりました。

本日お示しするのは、理念編に加え、「第2部実践編」を含めた、景観計画全体の原案です。

この計画には、水戸の風土や歴史、市民の暮らしの積み重ね、そしてこれからの世代への想いを込めています。

景観がまちの個性を形作り、人々の記憶や誇りを育む存在であることを、改めて意識しながら、取りまとめを行いました。

本日は、皆様のお知恵をいただきながら、この原案を更により良いものへとすべく検討を深めていきたいと考えております。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

司会

ここで、審議会の開催に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

事前に送付させていただいております資料が、

水戸市景観計画（原案）

参考資料1 改定水戸市景観計画（原案）について

参考資料2 大規模建築物等の景観形成基準(案)

参考資料3 これまでの都市景観審議会における意見と対応

また、本日、お手元に配布させていただきました資料が、

令和7年度第1回水戸市都市景観審議会次第、裏面には水戸市都市景観審議会委員名簿でございます。

足りない資料などございましたらお申し出ください。

続いて、委員の皆様を名簿順に御紹介させていただきます。お手元の次第裏面の「水戸市都市景観審議会委員名簿」を御覧ください。

(委員紹介)

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

(事務局紹介)

それでは、議事に入らせていただきます。

水戸市都市景観条例第 36 条第 1 項により、会議の議長は会長が務めることとなっておりますので、以降は、___会長に議事の進行をお願いいたします。

___会長、どうぞよろしくお願いいたします。

___会長

ありがとうございます。ただいまから議事に入りたいと思いますが、まずは、本日の出席者数を確認いたします。事務局から報告願います。

司会

本日の出席者数を報告いたします。

本日は、審議委員数 13 名のうち、現在 12 名が出席されております。

なお、事務局に欠席の報告がありました委員は、__番 ___委員でございます。

委員 13 名に対し、現在 12 名の出席で、半数を超えておりますので、水戸市都市景観条例第 36 条第 2 項の規定に基づき、本審議会は成立しております。

___会長

ありがとうございます。事務局より、出席者数が委員数の半数を超えているとの報告がありました。

従いまして、水戸市都市景観条例第 36 条第 2 項の規定に基づき、本審議会は成立しております。

続きまして、本日の議事録署名人を指名させていただきます。__番 ___委員、__番 ___委員をお願いいたします。

本審議会につきましては、水戸市附属機関の会議の公開に関する規程に基づき、原則公開とさせていただきますので御承知おきください。

本日は 1 社の報道機関が入っており、当審議会の会議を撮影・録音をしたいという申し入れがございましたが、許可するという事で皆様御異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、御異議がないようですので、撮影を許可することといたします。

それでは、議題に入らせていただきます。事務局より「水戸市景観計画の改定について」説明をお願いします。

事務局（権瓶景観室長）

では説明を始めます。画面を御覧いただきながら、お聞きください。

本日の御説明ですが、はじめに「計画の基本的な考え方」、その考え方を踏まえて作成した、「改定計画の内容」、最後に「今後のスケジュール」を説明します。

それでは、「計画の基本的な考え方」を説明します。

現行計画は、策定から約 15 年が経過し、景観を取り巻く状況にも変化が生じています。このため、社会情勢の変化や新たなニーズに対応しながら、更に質の高い景観形成を推進するため、計画を改定します。

計画の構成は、大きく分けて「第 1 部理念編」、「第 2 部実践編」で、実践編のうちの詳細な基準を別冊とし、計画全体の理解を補完する資料を「付属資料」としてあります。前回の審議会で、このうちの第 1 部理念編をお示しし、そのときにいただいた御意見をもと

に一部修正しました。本日は、その内容を含め、原案全体をお示しします。

計画改定にあたり、三つの視点を設定しています。

視点1として「魅力と価値を高める景観づくり」。本市が有する多様な景観資源を生かし、魅力と価値を高めます。

視点2として「時代に対応する景観づくり」。新たな景観課題や都市のにぎわい創出に対応した景観誘導を行います。

視点3として「市民主体の景観づくり」。市民や事業者の主体的な取組を支え、協働による景観形成を進めます。

計画改定にあたっての構成・表現上の留意点として、読みやすく、分かりやすく、共感できる内容とすることを重視しました。

次に、改定計画の内容を説明します。こちらが計画の全体です。第1部理念編では、景観づくりの意義、基本的事項、景観形成に関する方針を示しています。そして、その考え方をもとに第2部の実践編では、今後の具体的な取組として、景観形成に対する意識醸成、市民・事業者・市の協働による景観づくり、規制・誘導による景観形成、公共施設による景観形成、最後に、推進体制と進行管理を示しています。

こちらが計画の前半部分、第1部理念編です。前回の審議会で説明した内容のため、要点を絞りながら御説明します。

まず、第1章「はじめに～景観づくりの意義～」です。まず、「景観」とは何かを整理し、景観づくりの重要性を示しています。計画書の理念編2・3ページです。私たちにとっての景観とは、長年にわたる人々の営みが積み重なることで形成された市民共有の大切な財産であるということ、そして、景観づくりの意義とは、私たち「人」を豊かにするものであることなどを示しています。また、景観が私たちの感情や記憶にどのような影響を与え、まちの価値をどう高めているのかをコラムを通して、共有できるようにしました。

次に、第2章「計画の基本的事項」です。本景観計画の対象となる区域は、現在の計画と同様、水戸市全域です。また、計画の期間は、令和7年度から令和15年度までの9年間とします。

続いて、第3章「良好な景観形成に関する方針」です。

本市が目指すべき姿を、「笑顔で紹介できる みとの景観」とします。単なる物理的な見た目の美しさや整備に留まらず、景観を通じて、人々の心にどのような変化や豊かさをもたらすかという視点を取り入れたいという思いから、このように設定しています。

続いて、景観形成方針のうち、取組方針です。市民主体の景観形成と関連部門との連携による景観形成、この二つを、施策に取り組むにあたっての基本的な考え方とします。

続いて、「地域別の景観形成方針」です。まず「特定地域」です。水戸らしい景観資源が集積する、地域の個性を生かした景観形成を図る地区として、偕楽園・千波湖特定ゾーン、弘道館・水戸城跡特定ゾーンなど、五つの地域を対象に、地域の魅力を高めるための方針を設定しています。

次に「土地利用ゾーニングに基づく地域」について、市全域を商業系のにぎわいゾーンや、住居系のすまいゾーンなど、土地利用に応じた五つの地域に区分し、地域特性に応じた方針を設定しています。

そして、今回追加したのが「アクセスルート沿いの地域」です。

前回の審議会で、さきほど御説明した面的な区分による方針に加え、線的な景観の見せ方、考え方の御提案をいただきました。それを受けて追加した方針です。線的な景観の中で、「水戸に来たな」、あるいは「水戸に帰ってきたな」と思えるような景観、広域での移動の視点、車や電車の移動で見えてくる「車窓からの景観」というものが水戸の景観の特徴ともいえると考え、設定したものです。計画書の理念編 62 ページです。

例えば、常磐線に乗ったときの車窓から見える千波湖一带の風景、また、国道 349 号を北から水戸に向かって南に走ってきたときの、田園風景や那珂川を通り過ぎた先に見える台地の上の水戸のまちなかの風景といった、移動の中で見えてくる景観が、水戸らしい魅力が感じられるものとなるようアクセスルート沿いの地域ということで、都市の顔となる経路を対象に、その沿道・沿線の地域において、連続的で広がりのある景観形成を目指す方針を設定しました。

対象ルートの考え方は、「本市を代表する魅力ある地域や場所を繋ぎ、市外・県外からの人の往来が多いなど、多くの人アクセスのため利用する主要なルート」とし、高速道路や国道、その他主要な道路、そして鉄道を対象とします。

追加したアクセスルート沿いの地域を含め、三つの視点での地域設定を図でイメージしたものが理念編 20 ページです。理念編 23 ページが、アクセスルート沿いの地域の対象となる主なルートを示した図です。高速道路、国道、特定地域を縦断するような主要な道路、そして常磐線などの鉄道を主なルートとし、そのルートと沿道・沿線の地域が対象の地域となります。以上が追加した方針で、このほか、特定地域のイメージ図を新たに追加しましたので、御説明します。

まず、偕楽園・千波湖特定ゾーンです。水戸ならではの自然や歴史を感じられるとともに、自然と都市の調和の取れた空間を提供するため、豊かな自然や歴史的資源、都市的空間を生かした魅力ある景観を形成する地域です。

このイメージ図は、偕楽園から千波湖を望む自然豊かな景観を表現し、水戸らしさを感じられるよう、緑の景観や調和の取れた景観づくりを行う方針をイメージしています。

また、このイメージ図は、千波湖畔から偕楽園やまちなかを望む景観を描いたもので、散策を楽しみながら自然と歴史、都市の調和が感じられる千波湖周辺の景観づくりの方向性を示しています。自然や緑を基調とし、構造物は周囲に調和するデザインとし、水戸らしい魅力を引き出すことを目指しています。

続いて、弘道館・水戸城跡特定ゾーンです。水戸ならではの歴史を感じられる空間を提供するため、歴史的資源や豊かな自然を生かした魅力ある景観を形成する地域です。

このイメージ図は、弘道館前通りの歴史的景観づくりを示したもので、建物の高さや色彩の統一、沿道の植栽によって、周囲の歴史や緑と調和した水戸らしいまちなみを目指す取組を表現しています。

続いて、まちなか特定ゾーンです。にぎわいと活力ある都市空間を提供するため、人を呼び込む魅力的な景観を形成する地域です。

このイメージ図は、国道 50 号沿いのまちなみを魅力的に演出するための取組を示しており、屋外広告物の抑制や建物デザインの活用、花やベンチによる歩道空間の演出、通りに開かれたにぎわいづくりを通じて、魅力的な景観形成を目指しています。

続いて、備前堀特定ゾーンです。歴史等の地域資源を生かしながら、住んでいて良かつ

たと思えるまちとして、地域住民や来訪者に愛され、親しまれるような景観を形成する地域です。

このイメージ図は、備前堀沿いの和風の建物や植栽、板塀などが調和し、落ち着きと親しみのある景観をつくり出す取組を表現しています。

最後に、保和苑特定ゾーンです。地域に親しまれる資源の魅力を引き出すとともに、緑豊かな環境との調和を保ち、快適な空間を提供するため、歴史等の地域資源を生かしながら憩える場として、魅力ある景観を形成する地域です。

このイメージ図は、保和苑へと続く道沿いにあじさいを植栽し、寺の門やあじさいまつりと調和した、憩いと魅力のある景観づくりを示しています。

特定ゾーンについては、各地域の景観資源に関わるコラムを織り交ぜ、その地域ならではの魅力やまちの背景などが伝わるようにしています。

ここからが計画の後半部分、第2部実践編です。

はじめに、第1章「景観形成に対する意識醸成」です。実践編の2ページからです。

市民一人ひとりが景観の価値を理解し、日常の中で関わっていくことの重要性を示し、景観を「自分ごと」として捉えてもらうための情報発信や啓発の方針を整理しました。参加型の対話の場づくりとして、市民参加型のワークショップなどを開催し、市民とともに景観について考える場をつくります。デジタル媒体による情報発信として、SNSなどのデジタルツールを活用し、景観に関する取組などを発信します。その他、発信力のある人材との連携、若い世代への教育・啓発などに取り組みます。

第2章「市民、事業者、市の協働による景観づくり」です。

市民や事業者、市がそれぞれの役割を担いながら協働で景観づくりを進めるための基本的な考え方と、具体的な取組の方向性を示しました。

一つ目に、協働による景観づくりの促進。

二つ目として、協働による地域・地区の景観形成ということで、取組の例として、都市景観重点地区、景観協定、風致地区などを挙げております。こういった手法を通して、協働による地域・地区の景観形成を、すでに進めているものもありますが、今後も進めていきたいと考えております。

三つ目として、まちの課題解決と景観づくりの連携です。ここでは例として、リノベーションまちづくりやまちの空地から生まれるにぎわい景観ということで、まちの課題を景観づくりの中で連携しながら取り組んでいくということを重要な観点だと考え、位置付けています。

次に、第3章「規制・誘導による景観形成」です。実践編の9ページです。この章では、法令等に基づく規制・誘導の重要性とその具体的な手法などを示しています。

まず、「届出制度による建築物等の行為の制限」ということで、景観法に基づき行う届出制度です。これは、建築物や工作物を建築するときなどに、事前に市に届出を行う制度です。本市では、市内全域で、高さ15メートルを超える、または建築面積が1,000平方メートルを超える大規模建築物等を届出対象としています。

また、都市景観重点地区では、小規模な建物も含めて届出対象としています。

大規模建築物等と都市景観重点地区、それぞれに景観基準があり、建築する前に市に届出をし、基準への適合を求めることで、景観誘導を図る制度です。

ここからは、本計画改定の中で、この制度に関して見直しする点を説明します。

まず、市内全域で適用されている大規模建築物等に関するものとして、景観形成基準の見直しです。見直し後の基準は別冊の14ページです。大きく分けて四つの考え方で見直しをしました。

考え方1として、「景観形成方針と景観形成基準の連携」です。

一つ目として、現行の基準は、市内一律の基準としていましたが、地域特性をより踏まえた建築計画をしていただけるよう、見直しを行いました。まず、市内一律からゾーンごとの基準への見直しです。ゾーンは、地域別の景観形成方針で設定したもので、市内全域を土地利用で区分したものとし、この例のように、市内一律から「にぎわいゾーン」など、ゾーンごとの特性に応じた基準を設定します。

二つ目として、景観形成方針の参照が必要な基準への見直しです。現行では、景観形成方針と基準が分離しているため、事業者・設計者は基準しか見ない傾向がありました。今回、基準の中に方針を参照する基準を設定し、必ず方針を見ていただけるような基準にするよう見直します。

三つ目として、にぎわい創出に繋がる基準の新設です。にぎわいゾーンを対象として、建物の低層部に開放性を持たせる工夫などに努めていただく基準を新設し、にぎわいづくりへの配慮を求めています。

続いて、大規模基準の見直しの考え方2として、「色彩基準の進化・発展」です。

一つ目として、自然的景観と調和しにくい色彩を抑える見直しです。対象は、「田園と暮らしのゾーン」、「みどりゾーン」で、自然的要素が多い空間の中で、違和感を与えやすい色を抑えるようにします。色を数値で表すマンセル表色系という指標があり、現行の基準でも、この数値基準を使用しています。この例は青系の色を示しており、この表の横方向が青のあざやかさを表し、縦方向が明るさを表しています。その段階ごとに、数字が大きくなれば色味が強く、また、明るくなるという関係性になっています。この横方向のあざやかさの数値（彩度のマンセル値）を青であればこれまでは4以下としていましたが、見直しにより2以下とするなど、あざやかさを抑え、自然的景観との調和を図るようにします。

二つ目として、数値基準の適用除外規定の新設です。良好な景観形成に繋がるものなどは、数値基準に適合しない場合であっても認められるようにします。例えば、木材などの自然素材を使用したもの、地域の特色に資するものとして市長が認めるものなどです。この市長が認めるものについては、景観の有識者として市が委嘱している都市景観専門委員の意見を聴いたうえで判断することを原則とします。

続いて、大規模基準の見直しの考え方3として、「基準の具体化・強化」です。

一つ目は、基準の表現の具体化として、例えば、「付属建築物の基準」を、現行では「主体建物と調和したデザインにする」としていましたが、これまでの運用実績を踏まえ、付属建築物の種類に応じた対応を具体的に示す基準とします。

二つ目は、建物を新築するときに植栽を求める基準を、これまでは「極力緑化する」とし、できるだけやっておくことをお願いするような基準としていましたが、これまでの運用実績では、ほとんどの事業者が植栽を行っている状況を踏まえ、強化するよう見直し、うるおいの感じられる景観形成を更に推進します。

大規模基準の見直しの最後の考え方4として、「基準の項目の新設」です。

一つ目は、建築物に付帯する屋外広告物の基準の新設です。現在、建物の届出の中では、建物本体や設備、敷地内の付属建物や外構などの基準はありましたが、建物に付随して設置される屋外広告物に関する基準はありませんでした。このため、屋外広告物の基準を新設することとし、建物と一体となった景観誘導を図れるようにします。

二つ目は、太陽光発電施設の基準の新設ということで、現行計画策定時には想定していなかった工作物である太陽光発電施設の適切な景観誘導を図るため、太陽光発電施設に即した独自基準を新たに設定します。

このほか、景観法の届出制度の見直しとして、三つあります。

一つ目として、都市景観重点地区の届出制度を景観法に基づく制度に一本化します。現在、都市景観重点地区の届出制度は、市の都市景観条例に基づく制度となっていることから、建物を建てる時などは、条例に基づく届出があり、そのうち、大規模な建物になる場合は、景観法に基づく届出も必要となっていました。これを、景観法による届出のみになるよう、条例の改正を行います。

また、二つ目として、市全域を対象としている大規模な建物のうち、特に大規模なもの、高さ45メートルを超えるもの、または、延べ床面積10,000平方メートルを超えるものを対象として、届出前の事前協議の手続きを制度化します。

三つ目として、工事完了後の届出を新たに義務付けます。以上が、景観法届出制度による見直しの内容です。

次に、良好な屋外広告物景観の形成について説明します。

屋外広告物は、法律に基づいて、市の屋外広告物条例により、広告物の規制・誘導を行っていますが、デジタルサイネージなど、新たな技術や取組によって、屋外広告物の形態も変化していることから、社会状況や技術の変化に柔軟に対応できるよう、制度の再構築を行います。その他、制度の整理と手続きの円滑化のための見直しや、新たな広告手法に対応した基準整備、魅力的な景観づくりに繋がるようなガイドラインの作成を行います。

次に、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定について説明します。

この制度は、景観法に基づくもので、地域の魅力ある景観づくりの核となるような建造物や樹木を指定することで、法の規制をかけ、その保全を図るものです。現在指定しているものとしては、「水戸城大手門、二の丸角櫓及び土塀」があります。

今後、都市景観重点地区内の建造物や市民公募で選定された「水戸の景観30選」などについて、積極的な指定を検討します。

次に、第4章「公共施設による景観形成」です。実践編の28ページからになります。

公共施設は、まちの魅力や市民生活の質に与える影響が大きく、また、市民が集い憩う生活の場です。

今後の取組として、「公共空間を活用した魅力的なにぎわい景観の創出」として、まちなかや公園など、にぎわいの創出が求められる地域や場所における民間活力を生かしたイベントの実施など、民間連携による公共空間の活用を進めます。

また、「まちなかや主要な道路等の快適で魅力的な道路空間づくり」として、歩きたくなる環境づくりや、地域の状況に応じた道路整備、分かりやすい公共サインの整備などを進めます。

その他、公共目的の屋外広告物の景観配慮、公共施設のガイドライン等の更新、景観重要公共施設の指定などについて、取組を進めていきます。

最後に、第5章「推進体制と進行管理」です。

計画を着実に推進するため、計画の推進体制を示しています。市民・市民活動団体、事業者、都市景観審議会・都市景観専門委員、そして市といった各主体が、それぞれの役割のもと、地域全体で一体となり景観づくりの歩みを進めていきます。

最後に、景観計画の推進とその進捗管理について御説明します。計画を着実に進めるため、PDCA サイクルを活用し、スケジュールを適切に管理しながら、施策全体の質の向上を図っていきます。

実践編 34・35 ページの図は、改定後の景観計画に基づく主な施策の流れを示したものです。

計画の決定後は、まちなかの案内板の更新や、都市景観条例の改正を行います。

また、この計画は景観施策全体を網羅する基幹文書であり、どうしても情報量が多くなっています。そのため、今後は本計画をもとにして、読みやすさや親しみやすさをより意識した「景観ガイドライン」を作成し、市民に向けた分かりやすい説明と発信も強化してまいります。あわせて、広報・周知・啓発活動や、特定ゾーンにおける景観形成の促進など、各施策にも継続的に取り組んでいきます。

次に、今後のスケジュールを説明します。

本日の景観審議会では原案の御審議をいただいたあと、いただいた御意見や御提案を踏まえ、原案の修正作業を進めます。そして、素案として、市の内部で決定させた後、意見公募手続き、いわゆるパブリックコメントと、景観法の規定に基づき行う都市計画審議会への意見聴取を経て、最終案を8月にこの都市景観審議会におはかりする予定です。そのうえで9月の計画決定、10月に告示・公表を目指します。

また、計画決定の後、水戸市都市景観条例の改正を行います。計画決定後の12月に議案提出、来年4月に改正条例施行を目指します。

またこのほか、この計画で示した屋外広告物に関する方針に基づき、水戸市屋外広告物条例の改正を令和8年度に予定しています。

以上で、計画原案全体の説明をさせていただきました。ありがとうございました。

____**会長**

それでは、事務局から説明のあった内容に関しまして、これから委員の皆様から御意見を頂戴したいと思います。

御発言いただく方は、挙手をお願いいたします。

今日の御説明ですが、第1部に関しては、前回の審議会でも議論しましたので、特に第2部、景観形成基準の修正または変更箇所について議論になるところかと思いますが、それにこだわらず、お気づきの点がございましたら、どこからでも結構ですのでお願いします。

____**委員**

オンラインから失礼します。まず、気づいた点を三つ申し上げたいと思います。

第1部理念編の方にもかかることで、非常に細かいことですが、目指すべき姿のところは気になりました。笑顔で紹介できるみとの景観の「みと」ということは、意図的にひら

がなにをするということによろしいでしょうか。「みと」という表現をした場合に、「水の戸」の表現の方が、市民の皆さんにとってはより親近感があるのかなと思い、あえてこれをひらがなにしているということは改めて確認したいと思います。

もう1点は、ゾーンごと非常に細かく規定していただいて、全体にわたって写真やイラストが多く、大変充実したものになっていると感じております。一方で、気になったところは、「アクセスルート沿いの景観形成方針」というのがございますが、私が前回の審議会でゾーンやポイントだけではなくて、線的なところも含めて申し上げてた経緯があり、反映いただき大変ありがたいと思います。一方で、理念編の62、63ページを見ると、このアクセスルート沿いの景観形成という意味が、車窓として電車や車に乗って動きながら、線的な移動に沿って外側に見えるというニュアンスを強く感じるのですが、私がイメージしていた線的というものは、いわゆる「ビスタ」というものでした。ビスタとは、「見通し」という意味で、線的な眺めの心地良いポイントという意味があり、理念編の63ページを見ると、国道349号から見る水戸の台地が、まさにビスタで、これは台地が見える適切なポイント、この台地全体を非常に心地良く感じるようなポイントがあると思います。理念編の63ページの写真ですが、このポイントが非常に重要で、これは動きながら行ってしまふとこのポイントは移動して流れてしまうという気がします。これが見えるポイントを遮へいするような、大きな中高層のマンションが建って屏風のように全部塞ぐとあまり好ましくないという意味の、見通しとしてのその景観の良さというものが、この線的な概念の中には含まれて欲しいなということが2点目です。

それから3点目ですが、全体の推進体制のところについて、推進体制や推進の流れのところでは気になったのは、もちろん市民も交えている事業者も交えて進めることが定性的に書いてありますが、実践編の34、35ページの伸びている矢印のこの表現だけを見ると、このアクションは、市役所の方々が条例を作ったり、ガイドラインを作ったりという部分ですよね。そのアクションの流れの中に、市民が主導する部分や、ワークショップをやる部分、あるいは何らかの具体的な複数の主体が関係しあって、その市の計画的な部分と、公共施設の部分もあるかもしれませんが、あるいはそれに関連した、ゾーンの中での地域の活動によるワークショップや条例に対する啓発などいろんなことが、この中にも表現されていると良いなと思います。

全体として、協働による景観形成と言っているのに対して、施策の進行管理のアクティビティの主体が、どうも私の目からすると行政に偏っているのではないかと思います。もちろん行政が主体的にその全体を規制誘導するという起爆剤でありリーダーであることは間違いないのですが、それに対応して市民の方が動くという部分の具体的な記述がなかったので、そこは書いて良いのではないかなと思います。

それから、この文章には書けないと思いますが、ぜひこういう素晴らしい計画文書を作られるとするならば、こういったものを作ったときに市民が反応するような誘導のための、これを一つのきっかけとしてより良い景観形成に貢献する方々に対する今まで以上の支援施策、景観の届出に伴う支援も考えられていると思うのですが、規制と誘導と、企業や個人の活動の間を繋ぐ何らかの施策というものを打ち出して、予算措置的な具体的な活動といったことも含めまして、最後の活動のフローの中の、実際にこれを実現するための役割と、その手段について少し気にかかりました。

以上3点です。ありがとうございました。

____**会長**

____委員ありがとうございます。今3点御指摘ありましたが、事務局から御回答いただけますか。

事務局（須藤都市計画課長）

御意見ありがとうございました。3点御意見いただきまして、まず1点目の「みと」のひらがなの表記でございますが、例えば茨城県でもやらかく地名を表現する場合に「いばらき」と書くこともございます。市民向けのガイドブックを作るときに、あえてひらがな表記するのということも一般的でございますが、御意見いただきましたとおり、この「水戸」という漢字の地名自体に景観的な意味合いが含まれていることを改めて認識したところです。また、字面の問題で理念編17ページの「みとの景観」の「の」までひらがなで、作った我々は「水戸の」と読めるのですが、ほかの方が「みとの」と見たときに伝わりづらいかもしれませんので、漢字の方が良いのかなと思いました。事務局で考え直しまして、分かりやすい表記を行いたいと思います。

2点目のアクセスルートについて、前回の審議会で御意見を頂戴して、線的な景観がどういふものがあるかなということ事務局で考えました。今回お示ししたものが決定版という考えではございません。むしろ、今日御意見をたくさんいただきたい部分でございました。アクセスルートという言い方自体もそれが良いかどうかという悩みもありましたので、御意見いただきたいところです。

面的なものだけでなく線的な景観という見方も必要だという御意見をいただいたときに、私どもが思い浮かんだのが、東京から水戸に常磐線で行くときに、左手に偕楽園・右手に千波湖という車窓を感じながら進んでいきなり駅に到着するという、水戸市ならではの景観に驚くということをよく聞いておりましたので、そういった移動する乗り物に乗って一度見た車窓を同じものは二度と見られないという特徴もあると思いますが、それも水戸の特徴なのかなと事務局で考えたところです。例えば、函館の方が夜景を自慢するように、車窓というものを自慢できるということになっても良いのかなという考えに基づいています。

しかしながら、そもそも御指摘の内容自体がそういうことではなくて、移動しながら見る景観ではなく、ビスタ・見通しという観点だということだと、常磐線の車窓と国道349号から上市台地を見た景観とは区分が違うものかもしれませんので、御意見を踏まえながら修正をしていきたいと思っております。更なる御意見いただければと思っております。

3点目の推進体制で、御指摘のとおり、こちらの計画書見開きの矢印の図が行政側のアクションしか表現されていないということでもございました。御指摘のように、行政側の規制、それから市民の活動をどういふふうに繋いでいくのかという役割がこの図の中で読み取れない状況になっておりますので、御意見を踏まえて、少し内容を工夫していきたいと思っております。以上3点の御回答をいたします。ありがとうございました。

____**委員**

できる範囲で、現実的に世の中に未来の変化が起こるように取り組んでいただければありがたいと思っております。丁寧な対応ありがとうございました。以上です。

____**会長**

その他、委員の皆様からございますでしょうか。____委員、お願いします。

____委員

今のお話にも関わるのかなと思いますが、市民が主体性を持つということが計画によく出てきています。どういうふうに市民が主体性が持てるようなきっかけ作りになるのか、どういうふうに市民が景観に対して関心を持って意見を求めて、主体的に対応することができるのか。結局、主体性といっても、市の担当の方々が非常に頑張っていてやらないと動いていけないですね。そういう意味で考えると、市民をどう組織立てて動かしていくか、考えてもらうのか、そういったことはどうお考えなのかなということが読んで気になりました。

もう一つは、先ほど「水戸」の名前が出たことについて、川と川が合わせるような部分を「水戸」、「江戸」というように昔は地名を付けていました。水戸の場合は、那珂川がありますが、今回の計画になかなか登場しないのです。那珂川は近くにありますが、あまり川自体を見るということがないのです。逆に、川の方から水戸市内を眺めて見ると、大きなマンションがバーッと立ち並び始めて、北側の緑地がかなり薄くなってきているというのを感じました。こういった北側についてはどうお考えなのか、今回は興味があって伺いたいと思いました。以上です。

____会長

ありがとうございます。事務局お願いします。

事務局（須藤都市計画課長）

御意見ありがとうございます。まず、市民の主体性をどのような形で形成していくのかというところですが、私どもとしても、こういう形でやれば良いという答えを持ち合わせている部分はありません。

ただ、小さな取組をきちんと行い、いろんな方が関わる場を設けていくということは大事だと思います。こういった審議会の委員として御参加いただくということだけでなく、今、市民協働の形で実際に動いている事業としては、下市のまちづくりを、私ども景観室と一緒に市民の皆さんと新しく取り組むという活動もスタートしております。

そういう市民ならではの、行政が思いつかないような発想というものを大事にしていきながら、連携先の市民グループが実際に開催するイベントといったものに行政が呼びかけることで、なかなか参加しにくいところの意識がある方が参加しやすくなるといった部分もあろうと思います。

そういった様々な小さな場面を作っていくって、景観というものの自体に意識をしていただく、目を向けていただくという取組の積み重ねが必要なのではないかと思っています。従いまして、今の時点ではこういう手法をやれば住民主導で進んでいくというところの明快な計画についてはなかなか難しいところですが、行政といたしましても、そういう場をきちんと作っていくような取組を行っていきたいと思います。

それから2点目でございますが、那珂川から上市台地を見上げる形で移動いたしますと、丘の上に市街地が乗った状態が水戸独自の景観の一つと考えます。その中で、____委員は、緑地の減少を重視されていて、それを危惧されているという御指摘だったかと思えます。

このバランスをどういうふうに保っていくのかということ自体が、人それぞれの観点が

異なる部分があると思いますが、行政といたしましても、北側の緑地の部分は保全していくという区域指定をしているという状況がございますし、また、どんどん開発が進むと形が大きく変わっていくという中で、どういうルールが必要なのかということは、引き続き課題かなと感じているところです。これも計画書の中で、大まかな方針を示すことができても、詳しいルールづくりというところまではいかないかもしれません。そういった見通しについては、計画に結び付けられると思いますので、御意見を踏まえまして、改めて内容を整理させていただきます。

____委員

北から水戸に帰ってくると、昔は茨城大学の後ろに高区配水塔というのがありました。大子の方から帰ってくると、それを見て帰ってきたなと思っていました。今は取り壊して、低区配水塔しか残っていませんが、ちょうど高区配水塔から崖を降りて、田んぼの中を突っ切った那珂川沿いに芦山浄水場というものがあり、中には入れないのですが、写真を見るとアールデコ調のすごくしゃれた建物が残っているはずですが、危険で入れないらしいのですが。水戸の水道施設は全国を見てもかなり早い段階で整備されてきて、そのシンボルが低区配水塔だと思いますが、そういうものを含めて、那珂川沿いは「水」ということ。芦山浄水場や高区配水塔の、その脇を今通っても分からないのですが、広い土地は残っていますよね。そういうものの活用のきっかけになると良いと思っています。個人的には、水道施設を景観整備することは難しいと思いますが、そういったことも考えました。

事務局（須藤都市計画課長）

御指摘ありがとうございます。水戸の水道施設というところでお話が出ました低区配水塔でございますが、こちらは平成の初期に水道施設としての役割を終えて、本来ならなくなっても問題ないような施設ですが、登録文化財として保存しているという状況がございます。水から繋がる水道という観点からも、一体的に景観という意味で捉え直すことができるかどうか、どういう形で書けるかということを検討します。

____会長

____委員、お願いいたします。

____委員

感想めいたものになってしまうかもしれませんが、何点かコメントさせてください。

今お話があった水の話は私もとても共感しています。私は歴史のことをよく分かっていないのですが、「水府」と言うように水戸はやはり水の都なのだと思っていて、そこをアピールできるところが何かあれば良いと感じます。

江戸時代の水道が公園の中にあるなど、時間と空間を超えて水で繋がるということがかっこいいなと思っていました。現行計画は水の話もたくさん書いてあり、やはり水なんだなと思っていました。改定計画では北からの流れの話もないということ、私もそれを感じていました。勝田の方から、電車や車で来たときの台地は綺麗だなと思います。朝だと、水戸は盆地のようになっているからか霧が出ているときがあって、おそらくきちんと写真に撮ると、水戸は霧の上にまちが浮かんでいるように見える感じになって、実はとても綺麗なんだろうなと思います。朝行くと楽しめるとも思いますので、そういうところもアピールできるのかなと思います。アクセスルートの話はそういうところもあったら良いと思います。

あと、東京側から電車で帰ってくる時、夜に帰ることが多いと思うのですが、とても綺麗です。公園の向こうにポンポンポンと明かりがついていて、桜などもとても綺麗で良いと思っていますが、夜景についてはまだ記載が少ないと感じました。

また、実践編3ページに、いろんなパターンで広報するということが書いてありますが、水戸市の人口が27万人で、どのぐらいの人数に対してアピールするつもりなのか。かなりコアな、数十人にアピールしたいのか、10万人にアピールしたいのか、もう少し実践的なところを作ると、このターゲットをそれぞれのやり方で絞って数字にできたらとても良いのかなと思いました。

もう1点ですが、この計画は9年間の期間だと思えますが、今水戸に住んでいる外国人が多くなっていると感じています。その外国人の皆さんに対する景観、おもてなし的なものがこれにも盛り込まれると良いと感じました。以上です。

____会長

ありがとうございます。今、4点お話があったと思いますが、事務局からお願いします。

事務局（須藤都市計画課長）

御意見ありがとうございます。先ほどから御意見が出ておりますように、水戸の漢字の地名から派生しまして、水をもう少し強調して大事にした方が良いというところの御意見がございました。遠慮しているつもりはないのですが、まだまだ伝わりづらいということでしたら、やはり書き直しが必要かなと思いますので、全体的に見直しをしまして、そういったところをきちんと目標にできるという工夫をしていきたいと思えます。

また、勝田方面から水戸に来たときに見える霧の中の様子というものが、私自身は水戸の市街地の南側に住んでおり、霧を体験していないということがございますので、ぜひ朝早起きして霧を体験しに行ってみたいと思えます。そこに浮かび上がる風景を上手に写真に撮れるかどうか分かりませんが、そういった風景があるということを感じていきたいと思えます。

また、常磐線で帰ってきたときの夜景など、普段ある特定の地区で暮らしていたりするとなかなか見つかからない魅力といったものが実はあるということをお示しできるような工夫をしたいと思えます。

また、実践編3ページのPRのターゲットについて、実践編と言いながら少し抽象的な書き方になっているという御指摘でもあるかなと思います。市民に隅々まできちんとPRしていくことを大事にしたいと思いつつも、そういった大勢に伝えたいということ自体が実際には誰にも伝わらないということが裏返しとしてあると思えますので、例えば、実際に景観を重点的に考えていきたい特定のエリアなど、そういったところの景観づくりと一緒にやっていくために、まず、地域の方々に対してのアプローチや、外国人を意識したアプローチといったことを深く掘り下げてこのページを書けるかどうか検討していきたいと思えます。

____会長

関連して私からいいですか。____委員からのお話のときも感じたのですが、景観30選を利用して景観重要建造物を指定していくというお話が書いてありましたよね。景観30選が写真として計画に出てこないの、それを入れていくと、市民の方が自分の住まいの

ところを意識してくださると思います。景観重要建造物に指定されることによって、景観の保全がされるというメリットはあるものの、逆に現状変更が制限されるなどのデメリットがあるので、そこにはまずアプローチしていかざるをえないと思うのですよね。

そういったところから、須藤課長からもお話があったように、特定の地域にアプローチしていきたいという、まずはそこからなのかなという気がしましたが、いかがでしょうか。

事務局（須藤都市計画課長）

御意見ありがとうございます。水戸の景観 30 選は付属資料の 11 ページに名称だけ並べたということですのでございます。付属資料は写真を多用できるページであると思いますので、実はこういった良いところがあると分かるような形で写真などを入れていきたいと思えます。

それから地域の方々のターゲットを絞っていくということで、あまり絞りすぎると「自分に関係ない」ということになってしまうかもしれないので、そうならないように自分ごととして捉えていただけるようなターゲットの工夫をしていきたいと思えます。

—— 会長

委員の皆様、ほかによろしいでしょうか。

—— 委員

先ほどから那珂川の件でお話がありましたが、河川の整備が必要かなと考えています。今はかなり荒れている状態です。川岸はあまり整備されておりません。私が子どもの頃生まれ育った場所ですが、昔は水運が盛んでして、栃木県那須から木を切っていくかだを組んで流していました。水府橋の近くに貯木場がありまして、当時は大杉山と言いましたが、そこに帆掛け船が入りこみ、陸揚げするということが日常茶飯事でした。モノの運搬で風を利用して帆掛け船が往来したのです。そういった風景も今は逆に必要なのかなという感じもします。

それには、やはり那珂川の整備もある程度はやっていかないと。先ほども言ったように、川の方から見る景観が全然なっていないです。その辺も含めて考えられれば良いと思えます。昔は、川沿いに桜の木があったのです。花の時期になると、地元の人はいろいろな行事をやって楽しんでいたので。それがなくなってきつつあり、堤防の整備で、川の縁は竹が生えているのですが、国交省の方で今伐採してしまっています。水があふれたときに、竹があることによる水の流れがありましたが、堤防が決壊しても、竹林があることによってそこに流れ込み、堤防の決壊も少なくなります。整備しているかどうか分かりませんが、そういうことも含めて沿岸を開発する必要があるかなと思えます。

屋外広告物について、経年劣化サインが必ず出てきますが、結構事故がありまして、茨城はまだ死亡事故など大きな事故はないのですが、全国的に見ると相当あります。そのため、我々屋外広告業の組合員は、全国的に点検作業に当たっています。これは官民でやっていますが、自治体の予算付けがないのです。そのため、我々組合負担になってくる。前々から要望していますが、いまだに形になって出てこない。高層に設置された広告物は特殊な車で点検する必要もあります。その辺も含めて御検討いただければと思えます。以上です。

—— 会長

ありがとうございます。2点お話を伺ったと思います。河川の整備のことと、それから屋外広告物の点検ですね。お願いします。

事務局（須藤都市計画課長）

御意見ありがとうございます。河川の件は、御指摘の内容としては生活産業とともに河川の風景があったというお話かと思えます。水府橋の近くの貯木場のお話と、またそこにはかつて鮭の漁場や人工孵化場があり、当時は産業と生活が非常に関わりを持っていた場所だと思えます。それは今の河川の姿とは異なっていて、そういうことを大事にすることも景観まちづくりでないかという御意見として受け止めました。

川自体は氾濫を繰り返して水害をもたらすという面もがございますので、大きく環境が変わっているところですが、それと生活に根差した河川の姿というものを、この計画で位置付けられるかどうかということになると、今後9年間の計画の中では少し難しいかなと思えます。ただ、今の市民の方々には、記憶の中できちんと大事にする風景というものがあるのだということは、計画書の中にも書き残していきたいと感じています。

また、屋外広告物の劣化の関係は実践編の25ページのところで、安全性の向上への取組ということで記載しておりますが、行政の予算措置をして一緒に点検させていただくというような書き方にはなっていない状況で大変恐縮です。しかし、市としても、課題という認識でございますので、安全確保に向けた周知啓発に取り組むという書き方になっておりますが、具体的にどういう形で進めていくかということ自体は、引き続き皆さんとも御相談させていただきながら、実効性のある計画にしていきたいと思えます。貴重な御意見ありがとうございました。

____会長

その他御意見ございますか。____委員お願いします。

____委員

私の方から3点ほど申し上げたいと思えます。

1点目は、アクセスルート沿いの景観という今回から理念編の方に新たに加わった視点ですが、私は非常に良いなと思えました。私も旅行や東京の方へ出張して常磐線で帰ってくると、千波湖が目に入ったときに水戸に帰ってきたなということを感じています。外からいらっしゃる方の水戸の第一印象を与える風景かと思えますので、電車や車の車窓からの風景というところも一つの景観を構成しているのかと思えますので、こういう視点が加わったことで非常に良かったと感じています。

それから2点目ですが、実践編ということで、市民の方への啓発や規制というところで、実現するには難しい部分だと思うのですが、啓発に関しては学校での景観に関しての出前講座ということが実践編3ページに紹介されておりましたが、こういった取組は今後更にやっていただくと良いのかなと思えます。高校での出前講座が紹介されておりますが、より水戸市民に対して教育するというところでいうと、小中学校でやっていくことも良いのかなと思えますし、授業で教えるだけではなく、例えば児童生徒に参加してもらって、景観の重点地区での清掃に加わってもらう、花を植えるなど緑化運動に参加してもらうといった、景観の形成保全の担い手になってもらうということで、そうすると自分たちがやったものを大事にしようという意識が芽生えていくのではないかなということで、そういったものも御検討いただければと感じました。

また、思いつきですが、例えば水戸の景観についてのフォトコンテストを実施して市民が見つけた景観というものを、写真を撮って応募してもらって、あまり知られていないこんなに良い景観もありますよといったものを募集することで、市民の皆さんも、良い景色があるかなという視点で考えていけるでしょうし、そこで良いものが御紹介されればそれをホームページで広報することで、水戸にはこういう魅力もありますよという発信もできるかなと思いますので、今後の具体的な取組としてはいろんなアイデアを出しながらやっていただくと良いのかなと思いました。

3点目ですが、実効的な対策として計画にもいろいろ書いていただいています、規制をかけていくということになるかと思えます。ただ一方で、その規制は市民や事業者の方の権利や自由を制限する側面がありますので、その辺はうまくバランスを取ってやっていただく必要があるのかなと思っています。そういった点で気になったのが、実践編の22ページに、駐車場のコインパーキングの看板を明るい色から落ち着いた色に改修してもらったという事例紹介がされていますが、今日たまたまこの道路を通りまして、この近隣にコインパーキングがいくつかあると思うのですが、こういった茶色になっているものと、明るい色をそのまま使っているところとありまして、これは強制力まではない努力義務のような形になっているか分からないのですが、どういう規制がかかっているのか分かれば教えていただきたいと思えます。以上です。

——会長

ありがとうございます。事務局お願いします。

事務局（須藤都市計画課長）

御意見ありがとうございます。アクセスルート沿いの景観形成方針をお褒めいただいたところでございますが、捉え方を少し整理する必要があるかなと思えましたので、改めて検討させていただきます。ありがとうございます。

市民への啓発と規制について、権利を規制することに繋がるということから、やはりなぜこれをやっていくのか、やる必要があるのか、やるとどういう良いことがあるのかということをいろいろお伝えしながら、協力を得ていくということはとても大事なかなと思えます。

出前講座自体は今まで件数は多くなかったのですが、今年からプログラムを少し変えまして、応募しやすい形に、例えば歴史がお好きだという方が結構多いので、私ども都市計画課と、歴史文化財課と一緒に連携して、単に歴史に詳しくなるということだけでなく、そういうことを大事にすることによって、景観の世界が変わるということを示していければと思っております、実際に明日は常磐大学にて出前講座の予定があります。

また、小中学生への周知というところも考えたいと思えますし、実際に手足を動かして自分たちがそれを形作っているという実感できるような場面も考えていきたいと思えます。

更に、フォトコンテストについて御提案をいただきました。景観30選は取組自体が新しいようで、すでに5年前の取組でございます。その5年間の間に、SNSなども随分使い方が変わってきているなとも思えますので、もっと気軽に投稿、投票できるなど参加しやすいような形で、自分もいつも好きだと思っている風景を、全然名も知らない風景の写真を撮って投稿してみようといったことから意識付けることも大事だと思えました。

最後、実践編 12 ページのコインパーキングの看板について、色彩の具体的な変更事例について説明します。

事務局（権瓶景観室長）

こちらのエリアにつきましては、平成 31 年度に新たに屋外広告物特別規制地区として指定いたしました。その結果、これまで問題とされてこなかった看板等の表示物についても、新たな色彩基準に適合しないケースが生じました。こうした状況に対応するため、補助金を交付しながら、事業者の皆様には色彩の変更にご協力いただいたところです。

この色彩基準について具体的に申し上げますと、「マンセル値の彩度 8 以下」という規定となっており、必ずしも「茶色」に限定するものではありません。彩度 8 ぎりぎりの色は、原色よりもやや落ち着いた程度の色調となります。そのため、実際には茶系の色に変更された看板もあれば、そうでない色味のものもあるのが現状です。

例えば、今回資料で御紹介した茶系の看板に変更されたコインパーキングの事例では、東京に本社を構える事業者様のもとに直接出向き、地域のまちづくりの方針や景観に対する考え方を御説明した上で、事業者様にも御理解をいただき、「それであれば茶系に変更しましょう」と御協力いただいた経緯があります。

一方で、彩度 8 ぎりぎりの色で対応された事業者の中には、「なぜ色を変えなければならないのか」といった疑問を持たれた方もいらっしゃいます。つまり、事業者によって規制に対する理解や認識にばらつきがあり、そうした背景から違和感が生じている面もあると考えています。

こうした状況に対し、規制を強化することも、景観形成の手段として当然あり得ると思えます。しかしながら、景観まちづくりの本来の目的は、まち全体の価値や魅力を高めていくことにあります。こうした考え方に御賛同いただけるかどうかについては、事業者の間でも温度差があるのが実情です。

そのため、今後は景観に対する意識の啓発を丁寧に進めながら、事業者にとって過度な負担とならないよう配慮しつつ、地域の実情に即した、バランスの取れた規制のあり方を模索していきたいと考えています。

—— 会長

その他ございますか。

—— 委員

詳しい御説明ありがとうございました。私の方は刊行物としての視点になってしまうのですが、御提示をいただいたこの計画原案を事前にも拝読したのですが、かなり詳しい内容で、レイアウトや色合いも工夫されていて、本当に完成度が高いものだと思います。

特にコラムも、景観というテーマで水戸の魅力がよく引き出されていて、読み応えのある素晴らしいコラムだと思います。

ただ、その分情報量がかなりある気がして、文字の大きさもですが、市民向けの刊行物にしては小さめな感じがするので、読んでいただくのが大変だと感じました。可能であれば、ダイジェスト版を作ることも御検討いただけたら良いのではと思いました。

もう 1 点は、今後景観ガイドラインをまとめていくということですが、こちら市民が主体的にということですので、できればきちんと予算を確保していただいて、イメージ図も対応していただいて、効果的に使っていただいて、より分かりやすいものにしていただ

けたら良いのではと思いました。よろしく願いいたします。

____会長

刊行物としての御意見でしたが、事務局いかがでしょうか。

事務局（須藤都市計画課長）

御意見ありがとうございます。前回の都市景観審議会の中でも、字を読むことが苦にならない人は良いかもしれないが、それ以外の人に対してはどうかという御意見をいただいたところ。現在は一生懸命字を書いた形で掲載しているので、公開用としてダイジェスト版を作っていくとしたら、どういう情報をピックアップして編集し直すかということもあろうかと思えます。現時点でお示ししているのが最大限の姿ということで、一旦御意見いただいた上で、実際に地域の方々と一緒に景観づくりを考えていくというときに、やはり簡単に読んで理解が進むような媒体もきちんと考えていきたいと思えます。

この計画書だけでなく、ここから派生するガイドラインなども行政の独りよがりにならないように、良いもの作ったからこれで完成ということではなく、これを使っていくことがとても大事だと思いますので、使える刊行物をきちんと作っていききたいと思います。御意見ありがとうございます。

____会長

ありがとうございます。その他御意見いかがですか。

____委員

非常に濃い内容で、読み応えがあるという印象がまずありました。

先ほど、皆様からキーワードで出てましたが、3点ほどお話したいと思えます。

一つ目は、先ほどの屋外広告物の件で、基本的に規制の変更、それからエリアマネジメントというところで、もう少し積極的なまちなみづくりに対しての広告ということが視点としてあるのかなと思うのです。その規制の部分も大事ですが、先ほど積極的なまちなみ景観を進めていく上では、例えば、通りに対して水戸のまちで紹介したいような、看板としてもブランドや老舗などまちの人たちに愛されている看板というものもたくさんあると思えます。先ほどの景観30選が近いかもしれませんが、そういったものを啓発やこういったものが良いものといった、何か紹介できる項目があると良いのかなと思えました。

それは景観30選の方と関係してくるかもしれませんが、フォトコンテストという話もありましたが、ハッシュタグという形で、そのハッシュタグを皆で共通のものをキャンペーンとして決めて、それをみんな必ず付けるといった推進運動のような、ハッシュタグをどんどん共有化していくということも、コンテストというやり方もありますが、その水戸の景観に関する啓発意識が、子どもから大人までハッシュタグを付けるということを共有して意識が高じていくということにもなるとも感じます。キャンペーンというものも効果的ではないかという印象を持ちました。

二つ目ですが、景観30選の資料が見当たらないという話があったと思うのですが、今回ゾーニングされた地域の景観形成方針というところで、特定の地域とアクセスルートといったあるまとまりを持った視点で景観を考えていくという方針が出されていてとても良いと思えますが、そこに対して、その景観30選がどんなふうにかテゴライズされているのか、この方針に対しての資料に見える化、整理の仕方も少し工夫していただけると、自分たちのまちがどこのゾーンで、そこに対してどういったものが魅力として捉えられている

るのかということが紐付いてきて、読みやすくなるのではと思いました。刊行物の話になるかもしれませんが。

三つ目について、空地の話をまちなかのところで示していただいている、また実践編8ページのところでもパーク&ウォークといった空地に対する指摘は今回非常に大きな意味を持つなと思って見ていました。空地の捉え方や平面駐車場の捉え方がどうしても「にぎわいづくり」のポイントになるというところに置かれてしまうということもありますが、一方で、これから更に空地も増え、平面駐車場が増えていく中で、にぎわいのアクティビティの話だけでなく、静的景観として空地が増えていくまちなみに対して、どういうふうに工夫し、今まで建っているものに対する規制はありましたが、空地になったときの景観規制になるのか、どういうふうに平面駐車場をまちなかの景観として有効なやり方があるのかとか、そういった理想的な空地にする際の、へこんだときの景観に関する配慮事項や、平面駐車場になったときの配慮事項というものをもう少し提案してもらえると良いと感じました。これからどんどん増えていくものに対して減ったときの提案や空地の仕方というところにも言及してもらえると良いのではという印象を持ちました。抽象的ですが以上です。

——会長

ありがとうございます。3点ございますが、事務局いかがでしょうか。

事務局（須藤都市計画課長）

御意見ありがとうございます。それぞれ留意しなければいけないポイントだなと思って伺っておりました。最初の屋外広告物については、規制をしていくということだけでなく良い広告物をきちんとPRしていくような方法ということを御意見としていただきました。茨城県の都市計画協会というところで、かつてまちづくりグリーンリボン賞・グッドサイン賞という取組をしていたことがありました。今はなくなってしまったのですが、こういったお勧めしたい・紹介したいような屋外広告物を表彰し広げていくという取組が過去に茨城県でございました。規制していくということだけでなく、皆が良いねといったり心に残ったりするものが水戸にもあろうかと思えます。例えば、実践編の20ページを見ていただきたいのですが、水戸の末広町界限・谷中通りという場所の写真です。昭和31年頃の写真でございます。看板の景観という、これも残っていたらものすごい景観だと思いますが、非常に揃っていて、かつ、広告としての機能をきちんと果たしているような、これはごちゃごちゃしていると感じる人もいるかもしれませんし、見る人が見ればすごいすてきだなと思うかもしれないし、そういったことをひょっとしたら水戸にもどこか紹介できる状態があるのでないかなと思います。そういったことをきちんと広報していく。その際に、統一したハッシュタグを付けて投稿するなど、今ならでは、かつては考えられなかった方法が考えられると思いますので、検討を行っていきたいと思います。

また、景観30選とゾーン、アクセスルートとの紐付けということで、取組をもう少し立体的に取り上げて関連性を付けるという御提案だと思いますので、そういったことができるかどうかをきちんと検討してまいります。

また、空地に対する捉え方として、空いてしまったものを何とかにぎわいに繋げていくような、少し苦しい記述になっている部分があろうかと思えます。有効な手立てを提案すること自体が今回はできないかもしれませんが、増え続けていく空地を資源として捉え直

したときに何ができるかという問題提起ぐらいはできるかもしれませんが、どういう書き方ができるかということは考えていきたいと思います。御意見ありがとうございます。

——会長

ありがとうございます。今後検討していただければと思います。ほかにはございますか。

——委員

非常に重要な点を網羅されている読み応えのある計画書だなと思いました。前回からいくつも修正を加えていただきまして、理論編の中のコラムも良いなと思いました。

その上での話ですが、実践編に関して判断が難しいなと思っております。前半で、イメージ図を多く入れていただいて、写真だけでなく絵でこういう景観が良い景観なんだと、前回水戸らしい景観というものの話をさせていただいたのですが、それを受けていただいたのか、イメージ図があって良かったのですが、そのイメージが壊される可能性に関して言及していただきたい。例えばこういう建物が建ってしまうと壊されるとか、どういうふうに壊されるとか、こういう色であると壊されてしまう、こういうのであれば大丈夫という、そういった検討はおそらくされた上での実践編だと思いますが、その情報がなかったのも、実践編の内容に関しては異論はないのですが、それで十分かどうかという辺りについては判断しきれないなと思いました。同じことは、現行の規制に関しても十分だったかどうかというのは、結局、今の計画でもこういう規制まで踏み込んでかけていけばここは守れたのにとというものの積み重ねで、今回の変更があるのだと思いますが、その材料がなかったのも、実践編が十分かどうかということに関しては、読ませていただいた限りでは十分のところを突いておられるし、また、抽象的に表現されてるところが結構あり、それは私は非常に良いと思いますが、そういう意味で、その部分の材料をいただけると良かったと思います。一般の方向けに公開する計画書に関しては、そういうのは読みにくいので外すと思いますが、こういう審議会では、そういう情報を共有いただくと良かったと思います。

2点目として、先ほどのイメージ図は良いと思ったのですが、特定ゾーンのところでイメージ図を入れていただいて、土地利用に関わる住まいゾーンやにぎわいゾーンに関しては、写真を主に提示いただいた。その議論がもう少し深められると良いなと思います。

というのは、もちろん特定ゾーンで、その場所の風格やにぎわいがあるので、それが非常に大事な議論になりますが、一方で、やはり水戸市全域で大事にしなければいけない景観の要素というのはあるのではないのでしょうか。先ほどお話に出ました水の話や、ここは地形が非常に起伏に富んでいて土地の特徴を表していますので、そういうもの、あるいはその地形の変化を表すような斜面緑地が見通せる場所はそれを極力守っていく、見えるようにしておく必要があるということであれば、やはり全域の話にかかる。これは水戸芸術館のタワーもそうだと思いますし、いろんなところからそれが見えるのであればその景観が見えるということをお大事にして、土地の場所や、水戸全域をイメージしてもらえようようなことを市民に体験してもらえようような景観を作っていく必要があるというふうに、個人的には思います。例えば、歩いているときに、不必要に塀が高いとか、あるいは道沿い

に生け垣を高く作るという形で景色を塞いでしまうケースがままあります。そういうのは全域に関連して気を付けておかなければいけない話で、そこまで気を付けるかどうかは別としても、そういう議論が土地利用ゾーンのときも少し展開できるなというふうに思いました。

それから、先ほどの議論になっていました普及啓発の話に関しては、教育とどうリンクさせられるか、景観の背景に歴史的な人の暮らしの積み重ねがあるということを知ってもらうのに、小学校中学校ぐらいから教育する環境が重要とあって、やはり水戸の地元のことを学ぶときに、こういう景観形成と合わせて教育ができるように何がしかの働きかけをしていただくと良いと思いました。それは座学としての話と、現場に行って、この景色は背景にこういう理由があるのだという体験をしてもらうというプログラムができると良いと思いました。そして、もちろん体験、出前講座など大変大事なところですが、その中で景観づくりという話をされていると思いますが、一般の方には景観づくりの話もしていただければ良いのですが、その手前で、景色の背景には人の暮らしの積み重ねがあり水戸は特に長い歴史があり、ここの土地に合わせて暮らし方をしてきたという話が、その部分をまず理解していただくのも重要なことだと思います。

それから細かい話ですが、実践編の中で「適用除外」という発想で決められたとこのことで、今回新しく修正が入ったところですが、私はこれが非常に好きでして、本当はガチガチに固めた景観計画と景観条例でほぼ開発ができないぐらいにしておいて、よほど景観づくりに貢献するものでしたら適用除外にできるというやり方は、学者の立場からすると理想です。ただ、そういうことをやると裁量的に全部対応していかなければならないし、都度審査しなければいけないので、行政運営上は大変難しく、もちろんそのバランスではあると思いますが、景観計画に関しては今後こういう形で割と厳しめに作っておいて、景観づくりに貢献するものは適用除外する。あまり問題ないような、あるいは景観を逆に良くする、景観をそこまで考えなくていい場所という話のときには、適用除外を当てはめるという形で、将来的にはそういう部分が出てくるのかなと思いました。

細かいところで、先ほどもお話がありましたけども、屋外広告物でヒューマンスケール、人間の高さに近いところの看板は割と積極的に肯定的に評価するということが御意見があったかと思いますが、それは非常にユニークだと思います。ただ、それを言わんとしているところの写真が上から撮影されたもののため、人の目線の写真にすると良いと思います。

それから、千波湖の南側からの景観で美しいまちづくりが見えているという写真があったのですが、本当に美しいのかなというふうに思っていて、それがよく分かりませんでした。タワーが見えていることは私は大事だと思います。水戸の外の方からすると、このタワーは水戸の一つの象徴ですので、ここは大事だと思いますが、理念編の27ページの写真ですが、どの辺りが美しいのかよく分からなかったです。何か解説を書いていただければと思います。

____会長

ありがとうございます。事務局お願いします。

事務局（須藤都市計画課長）

ありがとうございます。今回から写真をベースにしたイメージ図としてイラストの形で

掲載したところです。その中にこういう色彩が入ってくるとそれが守れない、壊れてしまうということまでは表現できていない部分がありますので、すべてのページにそれを表現できるかどうか分かりませんが、必ずしも正解でないかもしれませんが、これはこういうものが入ってくると良くないと考えているというメッセージを入れることは一つ議論を生み出すきっかけになるかもしれませんので、それが記載できるかどうかは、改めて検討させていただきます。

また、現行の規制の手段が有効だったかどうかという部分は、付属資料の形で、こういうことができずこれができなかったという表現ができるかもしれないので、検討させていただきたいと思います。

また、特定ゾーンのイメージ図だけでなく、市域全般にわたる通常のゾーンの中でも大事にしたい場所がどういう部分かを、どの場所ですら表現をするかということ、なかなか広範囲にわたってしまう部分がございますが、一つ象徴的に記載できる部分がありましたら、そういったところを表現していきたいと思います。

教育についての重要性があると思いますが、単に座学で市の取組を伝えるだけでなく、一緒に考えていただくことも重要なと思いますので、どういうことができるかということも実践をしていきたいと思っております。

適用除外についての考え方も御意見いただきました。

また、様々な写真の使い方について、写真だけではこのポイントが伝わるのかという悩みもございまして、その写真でカバーできていないところは、こういうことを大事にしたいということが分かるような工夫をしたいと思っております。ありがとうございました。

____会長

ありがとうございます。時間もそうですが、まだ御発言がない委員の____委員と____委員、____副会長は最後にお話いただきますが、いかがでしょうか。

____委員

前回の審議会で、文字ばかりでよく分からないということで発言させていただきましたが、今回非常にいろいろ入れていただきまして、ありがとうございました。私の方から御提案ですが、子どもたちはこういった文章はほぼ読まないし、学校に来ていない子たちが非常に多いというのが現状で、教育をすと言っても非常に大変だと思います。うちの隣の中学校は80人も不登校がいるという話を聞きました。子どもたちもそうですし、うちの方では県外から来る方たちが非常に増えている状態のため、私も県外から来たので、水戸は景観規制で高い建物がないといったことも、初めて来た人たちはよく分からないのです。その景観的なことも、皆様は知ってらっしゃるので分かると思いますが、そうでない方にも分かるようなものを一つ作っていただくと、県外から来た方も、水戸の歴史があって景観をととても大切にしているのだなということが分かって形になると思います。

もう1点、広告看板に関してですが、今、事業承継ができないことや廃業が実際に非常に多くなっております。そういった点で、企業が倒産してそのままになっている看板がおそらく問題になっていて、それで組合の方たちが点検するというのはなかなか大変だと思いますので、そういった予算であったり、どういうふうに対応したら良いのかということは何か考えていただけたらと思います。

私としては、これは許されるかどうかは分からないのですが、アートの感覚で大学生

などがシャッター街のところを歩いて楽しめるようなワークショップを作ってもらおうというのもできたりしたら、町も歩いてもらえるものになると感じています。それが法的に実行できるかどうかは分からないのですが。

また、啓蒙活動については、動画TikTokやXなど、子どもたちはどれが一番効果的かということは、子どもたちと一緒にやっていって、今はデジタル化されていますので、一緒になって作っていただけたらと思います。興味がある子どもたちや、学生や市民でも、そういった興味がある方たちを積極的に一緒にということが、水戸はすごく少ないと思うのですね。小美玉市や、東海村といった賞を取っている自治体をぜひ見習っていただきたいと思います。今、私も自分でハッシュタグを付けたりしていますが、水戸はあまり出てこないのので、どんどんそういったものを発信するような形をとってもらえると、いろいろな方たちに広がるのかなと思います。やはり県外から来た方たちはほぼこういったものを見ないというか、自治会にも入っていませんので、そうするとネットで情報を取るといった形ですので、SNSで発信できればと思います。

____会長

ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

事務局（須藤都市計画課長）

御意見ありがとうございます。教育が大事ということで、単純に学校と連携すれば良いということではないということだと思いますので、児童、学生といった方々と、大人が作ったルールに当てはめるといよりも、一緒に作り上げるということで、何ができるかということは全国でもいろんなことが取り組まれていると思いますが、その中で、こういう手法もありながら、水戸のある地区ではこういう方法がはまりそうだとかといったことを少し試しながら、挑戦していきたいと思います。

県外から来た人はこういう計画を見ないとのことですが、市民であっても見ないという可能性が非常に高いと思います。知らず知らずのうちにそういう情報が入ってくるという工夫は、先ほど御意見いただいたハッシュタグを付けて投稿するといった工夫の仕方があると思いますので、そういったことを手法としていろいろ考えていきたいと思います。

また、屋外広告物について、最近廃業が多くそのまま古い会社の看板が残った状態になっているので、これは公的な支援が必要ではないかというお話でした。やり方を間違えると、自分が撤去しなくてもほうっておけば誰かがやってくれるのだということにならないように、全国的に悩んでいる状況であるかと思いますが、いろいろ事例研究をしながら検討したいと思います。

また、シャッター商店街を変えていくというやり方と同じように看板を採用したりということができるかどうか。そういった暗い材料を明るく変えてくということが景観の分野でできるのではないかと思います。御意見ありがとうございます。

____会長

ありがとうございます。____委員いかがでしょうか。

____委員

私も様々な計画を報告をいただいたり、議会の立場の中で、自分の机にはたくさんの計画が置かれているのですが、非常にボリュームな本が事前に届いたなど思いながら、新たな試みで、コラムが本に入っているということは正しい考え方だなという中で、このよ

うな一つの手立てを作った部分に非常に良いなという印象を受けました。

ただ、そういった中で、私もここに臨むにあたって読んでいこうとって読み始めた
ら、全部読みきれませんでした。それも失礼な話ですが、見せ方の問題では、先ほど言わ
れたようにダイジェスト版を作る。我々が水戸市で進めている総合計画もダイジェスト版
があって、ここがポイントだよという部分がしっかりと示されたような資料もございま
す。そういった見せ方も、予算的なこともあるのかもしれませんが必要なのかなというこ
とが、聞いててそのとおりだと思っておりました。

また、私も政治家なので、投票率の低下ということで様々に主権者教育の推進としてい
ろいろな取組をやっているわけですが、まさにこういった景観は、小さいうちから触れ合
って知って、大人になっても思い出せるような状況や考える機会が非常に必要でありま
す。そういった触れ合う、考える機会を与えられる状況を、今後作ろうとしているので、
それはどこでも一緒だと思います。小さいうちから触れ合えるような状況を整えて、どの
世代でも、そういった景観についてふと立ちどまって考えられるようなことが必要ではな
いのかなと思っております。

実際、この資料を見させていただき、私も全国いろいろと飛び回っている中で、屋外広
告物の良好な景観の形成という部分で、技術の進歩でデジタル空間などが、ここに書いて
あるデジタルサイネージや電光掲示板など以外にも見せ方がたくさんあって、広告情報だ
けでなくて、にぎわいをそこで創出させるということでは東京駅や建物にプロジェクショ
ンマッピングをしたり、今、道路に広告を映し出したりしているような時代でありますか
ら、そういった技術の進歩に伴って、いろいろな見せ方が今後広まっていく状況だと思っ
ています。資料を見ながら、プロジェクションマッピングは屋外広告物にはならないのか
なと思いつつも、いろいろな見せ方の中でこういったものに反映していかなければなら
ないのかなと思っております。全部読んだわけではなくて失礼ですが、皆さんの意見も参考に
しながら、そのようなこととお話をさせていただきました。

___会長

事務局お願いします。

事務局（須藤都市計画課長）

御意見ありがとうございます。計画書の見せ方や使っていただけるような刊行物として
のあり方はきちんと考えていきたいと思っております。教育の重要性を考える機会を、景観とい
う切り口でどう形作るかということは、改定景観計画が完成してからというよりも、作り
ながら考えて実施していきたいと思っております。

また、新しいタイプの広告物ということで、最近の事例としては、ビルの壁に、プロジ
ェクションマッピングというほどではないのですが、投影して広告物を表示するというよ
うな物件もございました。そういったものは規制対象ということで、基準を満たせばすべ
て表示できるということになるわけですが、それも今後、夜空に映すなど全然想像をしな
かったようなものが出てくるかもしれません。そういったことを想定したときに、景観ガ
イドラインというものの自体をこれから策定していきますが、少し先の将来をイメージしな
がら、こういったものを始めたらそれはにぎわいに繋がるのか、それとも、この景観が阻
害されるのかということもきちんと予測する必要があるかなと思っておりました。今あるもの
だけでなく、少しずつ将来を見通した内容で、この計画にもあらかじめ位置付けられるか

ということも改めて検討したいと思います。ありがとうございました。

____**会長**

貴重な御意見ありがとうございます。よろしいでしょうか。そうしましたら、____副会長お願いします。

____**副会長**

素晴らしい御意見がたくさん出て、何を話そうかと思いましたが、やはり私は教育のことが気になります。

最初の理念編のところに人々の営みの積み重ねが景観だと書いてあるということは、景観は共有財産です。あとこの中に、まちなかは公共財ということも書いてあります。そのため、景観そのものが公共財、皆のものなので勝手なこととしては駄目だというのが大前提にあると思います。先ほど____委員からその規制と権利の関係の話がございましたが、やはり憲法にも個人の権利も公共の福祉に反しない限りと書いてありますので、公共財を壊すようなことはやはりけしからんと思うのです。

ただ、戦前は結構守られていましたが、今は不格好になっていて、その教育や意識改革を狙うわけですから、とても時間がかかると思うのですよね。きっと今の親の代も諦めた方がよくて、子どもたちがそういう教育を受けて、その子どもがそうかもと思って、またその子どもだから、今の子どもの孫ぐらいで考えると、それが当たり前だと思えばそれは規制とは感じないわけですよね。きっと孫のころは80年後ぐらいで来世紀ですから、今は戦後80年ぐらいで壊された景観も、今世紀半ばから来世紀ぐらいには良くなるかなぐらいのつもりで、今から意識改革の教育をしたら良いのではと思います。

そう考えると、最初に、____委員から実践編34ページの矢印のお話がありましたよね。この矢印が、令和7年から令和15年の9年間ですよね。これを80年ぐらい来世紀のところまで引っ張って、ここに書いているのは行政としてできる規制的なことですが、規制や誘導といったことは、今は必要なのだろうと思いますが、長期的にはそれがいらなくなるように、市民の意識が変わってれば良いと思います。それが80年後かな。この実践編の中にも、その市民と協働でやる、あるいは、公共施設による景観形成はすぐにでもできるし、継続しなければならないものとしてあります。規制誘導は先ほど話したように、今から始めますが、長期的にはいらなくなる、だんだん細くなるのではないかと。

ただ、実践編の最初の意識醸成や教育が、今から始めて7~80年ぐらいかかるような進捗管理、図になるのかなという気がします。そうすると、笑顔あふれる景観になってくるという感じがしました。

____**会長**

ありがとうございます。事務局からお願いします。

事務局（須藤都市計画課長）

総括的な御意見をいただきましてありがとうございました。教育は大事だということで、おそらくどの政策分野であっても教育は大事だとなっています。皆が教育を大事だという分野の並びに景観を入れるという考え方もありますし、様々な取組をしていく、その先に良い景観というものが作られるといったプラスアルファ的に考えられるようなプログラムが良いのかなと聞いてて思いました。いずれにしても、それを課される子どもたちのことを考えると、いろいろ考えなくてはいけないなと思われなように、知らず知らずの

うちに景観や風景の見方が身につくようなさりげない教育というものもあるのかなと感じました。

また、御指摘の実践編 34・35 ページの図ですが、もともと年表風に、行政計画によくあるような実施プログラムの表を入れていました。それから考えまして、どんどん成長していく計画・取組であるという表現で、細い矢印から太い矢印と表現してみたところですが、規制を強化していきますよと見えてしまうとしたら、それは話としてはあべこべということになりますので、意見を踏まえて図柄を変えたとしたら、行政が取り組む規制がしぼんでいって、市民の自発的な意識がふくらんでいくという図形でも良いのかなと思いました。

____会長

ありがとうございます。委員の方々御意見出そろいましたでしょうか。よろしいですか。今日御欠席の____委員から御意見をいただいているということで事務局から御披露いただけますか。

司会

先日____委員からいただいたコメントをお伝えいたします。

景観法に基づく届出や具体的に計画に関わる立場に立って、いくつかコメントさせていただきます。

全体的にととも分かりやすくまとまっていて、事務局の方々の御苦勞に感謝いたします。

特に分かりやすくなっている箇所、魅力ある景観づくりに繋がっていくであろう箇所として、1点目が、景観形成基準が言葉だけでなく図や写真などで示され、イメージしやすくなりました。2点目が、大規模な建築物の事前協議が義務化されることにより、事業者側は、事前協議にかかる時間を確保する必要があります。それは市からの助言・指導に対して、計画の見直しや設計変更などの対応に繋がると思います。

ただし、もう少し表現などで工夫をしていただきたい箇所として、1点目が別冊の5ページの手続きの流れの図は、事前協議が必要な特定届出対象行為手続きの流れを示していますが、届出だけで良い建築物の手続きと分けて表現してもらえると分かりやすくなると思います。2点目は、同じく別冊の14ページの下図、地域区分図の土地利用ゾーニングにも地域名称を併設表示、カッコ書きなどされると更に分かりやすくなると思います。その後の15ページからの表の五つの色分けと地域区分図の色分けが一目で分かるように。

以上が____委員からいただいた御意見でございます。

____会長

ありがとうございました。____委員は、建築の専門家でいらっしゃいますので、建築士の立場から御意見を伺いたいということで、今のような御意見をいただいたところです。

これで御意見出そろったということで事務局にお返ししたいと思いますが、本日出た御意見を十分に踏まえて、改定計画の作成を進めていただければと思います。

それでは、進行を事務局へお返しいたします。

司会

____会長並びに審議会委員の皆様、長時間にわたりまして御審議をいただき、本当にあ

りがとうございました。それでは、本日の御審議につきまして、都市計画部長の太田より御挨拶させていただきます。

太田都市計画部長

本日は、数多くの貴重な御意見や御提案を賜り、誠にありがとうございました。閉会にあたり、心よりお礼申し上げます。

本日頂戴した御意見は、どれも本市の景観計画を更に豊かに育み、未来のまちの姿を描いていく上で、大切な道しるべとなるものと受け止めております。皆様からいただきました御意見や御提案を、私たちも真摯に受け止めまして、幅広く市民の皆様にご覧いただき、関心を持っていただき、我々が伝えたいメッセージをしっかりと伝わるように説得力のある計画となるように、そして実効性のある、共感していただける計画となるように今後の作業にしっかりと反映させてまいりたいと考えております。

次回の審議会では、最終案を御提示できるように、丁寧に仕上げたいと考えております。本日は御多忙のなか、熱心に御審議いただき、深く感謝申し上げます。

今後とも、変わらぬ御助力と御支援を賜りますようお願い申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

司会

以上で、本日の都市景観審議会を終了させていただきます。貴重な御意見を賜り、誠にありがとうございました。